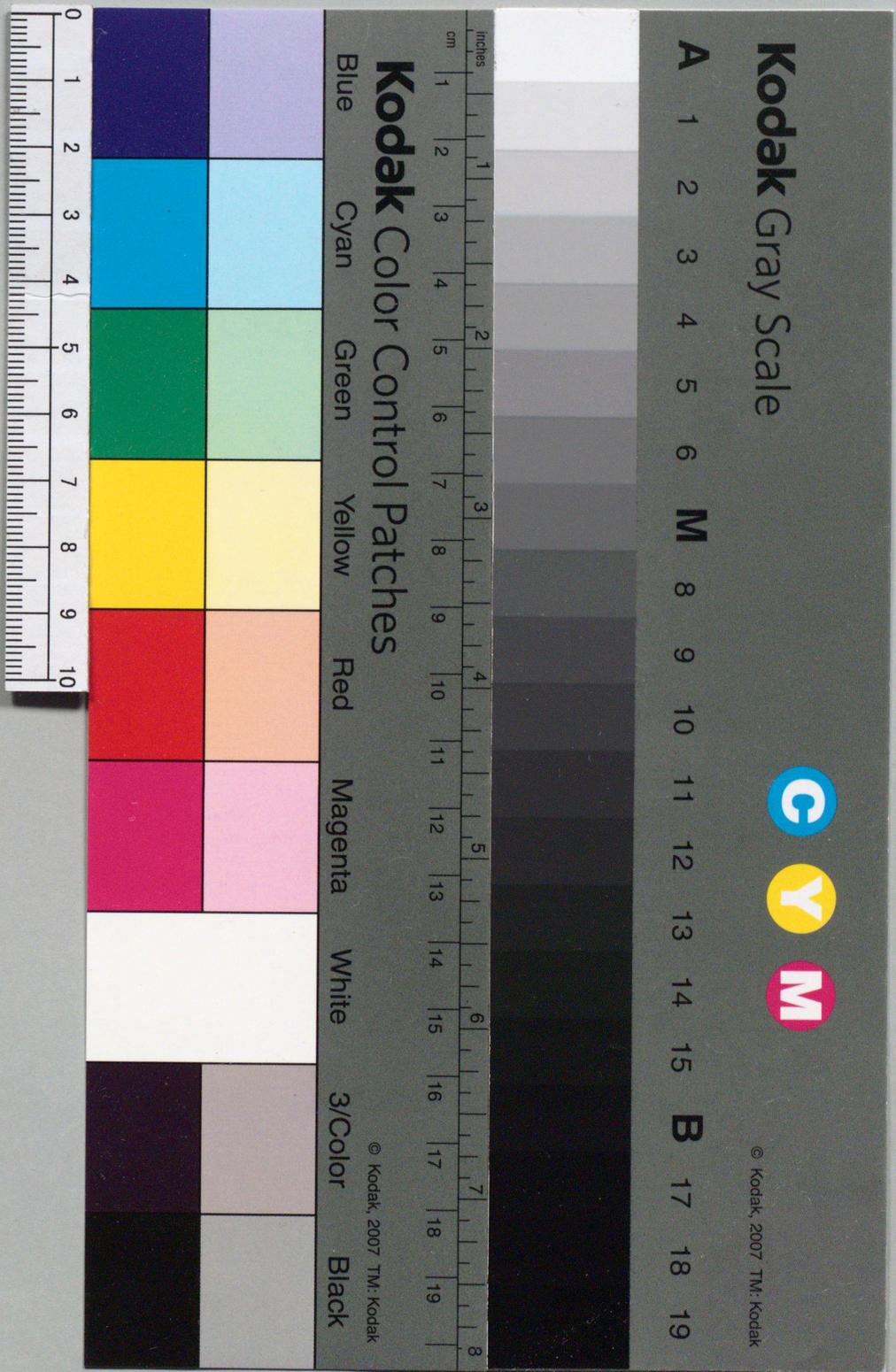


國學管見

全



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



困學管見

天下國家治乱は仁と義とに由りて成るるなり  
國を安んずるは仁と義とに由りて成るるなり

蘇味重臣代寄贈本

詩玉縣立詩玉圖書館

朱々不肖たりしは居るに任じ堪ざるは心ならず  
舜を慕ひしは心ならず舜の子高均亦不肖るは心  
高均孝なりしは心ならず高均亦不肖るは心  
稱しして其れ高均亦不肖るは心ならず高均亦不肖るは心  
高の子啓も賢なりしは心ならず高の子啓も賢なりしは心  
とも高均亦不肖るは心ならず高均亦不肖るは心  
高均亦不肖るは心ならず高均亦不肖るは心

れ任女場く百姓亦ちりき従ふとて讓を避く文に  
終女夏國を立し始て天下啓る家とるなり  
あまのわらひやけめし夢み人の子を  
最上のこととるわに賢人の子を  
いさひのけにわるる所有りてり  
おれとも祖先の徳を継ぎて法を  
しつゝ治る人惟れり  
人の欲する事とわらひ  
凡人の事や  
思ひ成長するもの  
母とる

梅氏書

人を君とて  
君の子孫  
是る人  
不肖の  
及ん  
樂紂  
去る  
安堵  
大く  
再身







居又と識さしきる我らしき世教の以稱一皆之の  
重くは天の命を承るべきに世ありて  
之のあり凡そ居て世ありて其徳と  
世ありて存て徳と海して水と稱次人居の戒あり  
若し其ありては其徳と海して水と稱次人居の戒あり  
溢るるは其徳と海して水と稱次人居の戒あり  
大吏よ告して曰不穀不徳少至社稷未及習師保之教訓  
而應受多福是以不徳而亡師于鄩以辱社稷為大吏  
受若以大夫之靈獲保為領以没於地所以從先君於  
禰廟有請為靈若原大夫擇焉莫對及五年乃許

王卒子囊謀謚大夫曰君有年矣子囊曰君年以共  
若之何毀之赫々楚國而君臨之撫有蠻夷奄征南海  
以屬諸夏而知其過可不謂共大夫從之と鄩陵  
北戦ひたり子玉が剛愎のむとありし共王の欲せざるを全く  
王の過ありしを病にたのむとありし其罪を引責を責て  
惡溢るるを子囊も亦水代りに共王を諷して其過を  
しき存子蒸孫とつとも百姓ありしを諷して其過を  
水行しし人君をもつし其過を諷して其過を  
を前年其を以て其過を諷して其過を  
之のありて其徳と海して水と稱次人居の戒あり

王の後を始め周公太公の功臣の蹟も斥滅して彼は皆  
皆を不仁の者にして天意は之を不許す可なり  
果して死して之を肉と爲し之を天に解して皇  
五帝と爲す可なりと稱すも他人の爲となり  
萬世と爲す可なりと稱すも他人の爲となり  
可なり悲む哉

○子貢問曰何如斯可謂之士矣子曰行己有耻使於四  
方不辱君命可謂士矣凡男子を生きて正身と爲す  
恥すこととる可なり使して君命と辱らざる可なり  
稱譽せらる可なり及年長く後とる可なり士といふは

老力小曰敢問其次曰宗族稱孝焉鄉黨稱信焉と其方ハ  
宗族も宗族ハ黨ニともして孝身凡人と稱譽せらる  
多ク仁と爲す可なり也水と云ふ可なり道ハ生と云ふ  
可なり士といふは是なり曰敢問其次曰言必信行必果  
硯然小人哉抑亦可以爲次矣と硯然と云ふ小石堅確也  
もの言はして小人の識量淺狭なり也譬へて布衣ハ是也  
言はして言はして言ハ信なり言ハ果なりといふ可なり  
果して行ふ可なり小人の量と云ふ可なり也君子の言ハ善なり  
可なり言ハ信なり言ハ果なりと士といふは是なり  
可なり言ハ信なり言ハ果なりと士といふは是なり

河もいふも先ッ士より同誌一其此を同リ一俄も大吏に  
議量を同きし一孔子の答を算しておのれを疑ひを解  
くむとなり曰今之徒政有如何曰噫中一算之人何足  
算也一官不噫心不卒の如と信以平生少子今大吏以  
上の人よすま心何し天下少家の事を思ひ何れ志一徳子  
柳一利を貪しとせよ私せぬ人何し一孔子を用ゆるよ  
何し一東周と中興も難し一いざる事とくると誓ひ  
かかへ心も一かゆりら一居かよ時とゆい今の時去る  
事すれいとゆい中かひし是ひ不卒の如と噫と發し  
答くわふなゆ一

○孔子はと萬言を首と一君子は心の身一なりゆき  
如くは許一かると心川も不知具仁とまひ焉ッ得仁と宣  
ひ又新洞と一特に也一かの其死をも神をほらほ  
せりと論男一かよ同くも如くこの胸の事かハ誰も新  
ふみ及あよや一と孔子も常に何と難きひ  
宜しひ一と三月ふ遠仁とまひ主修の事子と一日月  
至焉而已矣と宣ふしとも志を重し一と好い満の父と云  
堯舜禹湯大王大伯王季文王成王周公伯夷叔齊  
孔子等れ外多し一河一し一其人と事とくこととせし  
みすし一とく不仁利とく一と仁人のおみよらん

こゝに欲は是故に人々を己の利とし人其言はるる  
をたてし我を教はるに以てしむるは伯夷叔齊の孤竹  
の君の子なり父が死に叔齊をたてし欲するは伯夷を  
意とせしむるを避て叔齊を譲りしは叔齊又兄は  
才の立ちし不順とて父の命を以てしむるを以て  
避て去り而して中子代まで君とひ二人首陽  
山に隠れ藜藿を食ひ終りて餓しんとす子  
貢が死すは何人とも問はずしは賢人なりと答へ  
可也伯夷兄なり而も君の命を以てして首陽山に隠れ  
餓死し乃ちの如くは後世を悔然とせしむるは

同也「まことに伯夷叔夷を思ふるは父の意はあらずし  
も君の富貴を以てしむるを以てして避たれは仁と求む  
るは叔齊亦父の意を以てしむるは兄を以てして  
あまたの亦不仁なるは父に忍びてして隠れぬれば  
も又仁と求むるは二人大正なり求むるは己の意  
の如くは事も非し己が欲せしむるは人よ徳を以てし  
むるは身も利も多し人よ不仁を以てしむるは  
吾も仁に依りて人を以てしむるは吾も君子の湯武の桀  
紂を放たしむるは君も徳を以てしむるは徳を以てしむるは

理のさしづきし心のいふらん人君をいふ何と暴虐なる  
とも臣の上をけいけいし罪をまはさばいさるらん  
悪王めしも罪をゆるぎし大公無私の皇天赫明  
もの上帝いさるらん神曲のむや湯誓に曰夏王  
率<sup>テ</sup>過<sup>ラ</sup>衆力、率<sup>テ</sup>割<sup>リ</sup>夏邑有衆率<sup>テ</sup>急弗<sup>レ</sup>怙曰時<sup>ニ</sup>曷<sup>カ</sup>喪  
予<sup>レ</sup>及<sup>ル</sup>汝皆之夏徳若<sup>ク</sup>茲云又<sup>レ</sup>紂<sup>ク</sup>亦<sup>ク</sup>々<sup>々</sup>秦誓に今高  
王受弗<sup>レ</sup>敏上天降災下民沈酒冒色敬行暴虐罪  
人以族官人以世帷宮室臺榭陂池侈服以殘害于爾萬  
姓焚矣忠良劓<sup>リ</sup>剔乃<sup>レ</sup>子婦皇天震怒<sup>ニ</sup>維我<sup>レ</sup>文考南將天  
威大<sup>ニ</sup>熾未<sup>レ</sup>集肆<sup>レ</sup>予<sup>レ</sup>小子發以爾友邦冢君觀政于高帷

受罔有<sup>レ</sup>悛心乃<sup>レ</sup>夷居弗事上帝と稱する所の心なる  
居<sup>ル</sup>るに堪へずや百姓の心をくつ<sup>ク</sup>ひるらんめま<sup>ク</sup>る居<sup>ル</sup>此  
却<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>臣の讎とす湯武のむ<sup>キ</sup>は<sup>レ</sup>い<sup>ハ</sup>ふは<sup>レ</sup>深<sup>ク</sup>なる事  
地のを湯をく<sup>ク</sup>ひ<sup>キ</sup>つと<sup>キ</sup>有<sup>レ</sup>慙徳<sup>ニ</sup>と<sup>キ</sup>ふ<sup>レ</sup>臣との  
居<sup>ル</sup>る伐力<sup>ナ</sup>く<sup>ク</sup>ち<sup>キ</sup>仲<sup>レ</sup>睦<sup>ニ</sup>詰<sup>ト</sup>と<sup>キ</sup>作<sup>リ</sup>て<sup>キ</sup>已<sup>ニ</sup>は<sup>レ</sup>い<sup>ハ</sup>ふは<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>証と  
兵も亦王と<sup>キ</sup>紂<sup>ク</sup>を<sup>キ</sup>心<sup>ニ</sup>誅<sup>ス</sup>して<sup>キ</sup>撫<sup>ル</sup>我<sup>レ</sup>則<sup>チ</sup>后<sup>レ</sup>虐<sup>ク</sup>我<sup>レ</sup>則<sup>チ</sup>讐<sup>ニ</sup>獨<sup>ニ</sup>夫  
受<sup>テ</sup>洪<sup>ク</sup>惟<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>威<sup>ト</sup>乃<sup>レ</sup>汝<sup>レ</sup>世<sup>ニ</sup>讐<sup>ニ</sup>や<sup>レ</sup>これ<sup>レ</sup>初<sup>メ</sup>む<sup>レ</sup>い<sup>ハ</sup>ふは<sup>レ</sup>伐<sup>ル</sup>也  
い<sup>ハ</sup>ふ<sup>レ</sup>討<sup>ル</sup>徳と<sup>キ</sup>あ<sup>リ</sup>て<sup>キ</sup>む<sup>キ</sup>は<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>王<sup>ニ</sup>退<sup>シ</sup>し<sup>レ</sup>臣<sup>ニ</sup>位<sup>ニ</sup>め<sup>カ</sup>る<sup>レ</sup>カ<sup>ス</sup>一<sup>ノ</sup>  
かの架<sup>ク</sup>弗<sup>レ</sup>克<sup>ク</sup>若<sup>ク</sup>天<sup>ニ</sup>流<sup>ス</sup>毒<sup>ニ</sup>下<sup>ル</sup>國<sup>ニ</sup>や<sup>レ</sup>受<sup>テ</sup>罪<sup>ニ</sup>浮<sup>ル</sup>于<sup>レ</sup>桀<sup>ニ</sup>亦<sup>レ</sup>王<sup>ニ</sup>つ<sup>カ</sup>か<sup>ス</sup>志  
小<sup>ハ</sup>河<sup>ニ</sup>も<sup>テ</sup>して<sup>キ</sup>帝<sup>ニ</sup>位<sup>ニ</sup>を<sup>キ</sup>め<sup>カ</sup>る<sup>レ</sup>カ<sup>ス</sup>一<sup>ノ</sup>高<sup>ニ</sup>時<sup>ニ</sup>予<sup>レ</sup>武

の附母何ししあまの放伐めしきし重き別母  
かしくすれ可断も何のめしし別母神事不説遂奉不諫  
既往不智と云ふと云ふ也湯武の擧<sup>トコ</sup>まししは世母雄  
此口實と云ふといふ既往もと云ふ事ありしと云ふ二君も此  
即を極ふよ何しし天子御算ふに何れに憲章一カハ  
古ハ何れありたりかりむ別母御ししと云ふ御算ありし  
の事ハ別母處を何しし惜哉時女後日かたふと云ふ  
去りましきしと云ふ周室の令く衰へば春秋と制作ありし  
故長賤子の相も何しし時をさしと云ふ御算太史皆何れ  
何しせ迂りて何ししと云ふと云ふ何れと云ふ周室御算一と云ふ

別母と云ふ世と云ふし 尊位をなすかたふと云ふ御算  
一と云ふ 別母 帝王一人 神世と云ふしと云ふ御算  
多まらかた御算の御算ハ人ハ 天位を窺ふと云ふ御算  
ひしと云ふし 神世と云ふ御算もと云ふ御算  
神武天皇元年辛酉の御算と云ふし 今文改土年戌子の御算  
と云ふ二十五年二十八年中御算長かた御算に御算と云ふ  
之種の神事也御算御算と云ふ御算 忽微也 天皇御算  
竊と云ふ御算と云ふ御算  
大古神算の御算と云ふ御算に御算と云ふ御算 堯舜ハ純  
仁大公也と云ふ御算と云ふ御算と云ふ御算 御算御算と云ふ御算

かりにたゞ萬成の安んじんと欲せしむるに  
あはれむるを憂ふ所の齊もさかたに蓋天りたりと  
りりめし一人の私をたゞの意舞の事かぬ  
取をせしむる代りも憂徳の人をたゞの  
稷契皋陶以下を安んずるの事か  
と安んずるを憂ふ所の早しむるも  
走り皆不肖めかたりしむるも  
やりのしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂徳の人をたゞの  
謀りしむるも世々其人の事かたりしむるも

たのしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも  
祥瑞をたゞの事かたりしむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも  
りりるもしむるを憂ふ所の早しむるも



有るは人の心も忠も孝も其の常也心は義  
と云ふは言ひしは忠と云ふは言ひしは  
其の常也人かき世の人其の常也其の  
常也子と云ふは孝也前婦の子也其の  
常也川と云ふは忠也忠の道と云ふは前  
婦の子也其の常也其の常也其の常也  
曾子の一貫と夫子の道と忠孝の道と  
其の常也其の常也其の常也其の常也  
其の常也其の常也其の常也其の常也  
其の常也其の常也其の常也其の常也  
其の常也其の常也其の常也其の常也  
其の常也其の常也其の常也其の常也  
其の常也其の常也其の常也其の常也

樊遲の徳を宗一匡を備ふ感を以てすんこと何所の  
其の常也其の常也其の常也其の常也  
其の常也其の常也其の常也其の常也



熟讀教味— 弘子其勸戒と事と— 又群書と修し  
古人の嘉言善行と抄ゆ— 庶女子長して是を展覧—  
希も之れよむ— かしこむは其の要念と句也—  
そをす— ちうひるやかの是を要と攻く人の要と  
攻くといふ何れしやむ— 志く— 博く書と讀  
のこめ— 多識也— 彼の淹陋を是り— 人皆そよ  
志るま— 不遜の詞を也— 師を以自長く大人は神  
侮り敬禮をかくは才能は面より何れしは以能問不能  
以尋問於寡有如無實若虛也而不抗といふ教よむ  
たり— 禮儀の神め何れは之戴禮投壺篇補注に劉原

父投壺義をりし— 少く猶も其勝るゆゆのは飲—  
む其罰をりし水と詞めし敬養— 少くは勝る者其  
謙辭め— 勝る者— 負かぬ— さいを水におれ  
とも定て痛不むしもお— さいをのこたう— 酒と  
病をさゆふとのる水— 盞さ— けをの辭令也— 且そ  
大母尚<sup>ナ</sup>少々せら勝る— 形<sup>ナ</sup>の<sup>ハ</sup>人<sup>ト</sup>を辱<sup>ハ</sup>クに不能<sup>ス</sup>  
し負<sup>ク</sup>— さいををさゆい— さいやち勝るに不能と  
さのひ賜灌といふ— 飲る— 灌— 飲— 之を不能と  
阿— さいを痛不の何れは何れも實は不能と見は  
なり— 猶も— さいを勝るに不能と見は

らりし怒と可の道に勝る者過を恥しむるを  
すしむる人の心は宿し怒の心生る人の心は宿し  
馬鹿と怒と高し勝る者可く怒と高し馬鹿と怒  
怒りし怒は心中に宿し怒りし怒は心中に宿し  
争訟獄の情は宿し怒りし怒は心中に宿し  
何れも天に仇大なる億兆の人の多き神はまはる  
英俊の才子たる者志すまはるるを以て争の大意と  
稱し怒りし怒は宿し怒りし怒は心中に宿し  
志すまはるる人其志を宿し怒りし怒は心中に宿し  
と争しし怒は宿し怒りし怒は心中に宿し  
書の大馬漢小舞の島

小譲りかかきし怒りし怒は宿し帝曰来高津水彼予成元  
成元惟は賢克勤于節克儉于家不自滿假惟は賢  
汝惟不祥天下莫與汝争能汝惟不代天下莫與汝争  
功予懋乃德嘉乃丕績天之歷數在汝躬汝終陟元  
后又益々高し賢も辞めし惟徳勤天無遠弗届滿招  
損謙受益ともし怒りし怒は宿し怒りし怒は宿し  
顔と何げし人し怒りし怒は宿し怒りし怒は宿し  
職文仲り山島藻校三家の雍徹管仲り樹門文始  
三分そのもの分れし怒りし怒は宿し怒りし怒は宿し  
まはるる怒りし怒は宿し怒りし怒は宿し怒りし怒は宿し

其のいふ所の小量もや孔子病一かふ時子路門人として  
 して居りし時一病者よと水を乞ふ一ちて子路の傳り  
 ざりふと室の曾子の貧を乞へて後一とるを皆与成  
 して流し之と欲一して人いふ所の早急の事也  
 此馬より疾く馳るを乞ふと大急を乞ふ不守事也盜  
 して業一かちてふと狗中の小量を乞ふと乞ふ海客の  
 賢とん桓公と覇た一の一印は終り一由是成倍  
 一と一官とく何ぞ樹の五姑非禮ともしおもひて  
 いくとる孔子の小急と乞ふ一かふと乞ふ一愚病も  
 只少し四説も王道と乞ふ一して一覇を乞ふや一と乞

小急といふと乞ふ所の何れも管仲の周室へ貢物の地  
 と乞ふ一楚を服一昭王之南征一して一師りかぬとて  
 主は楚の境に一河を過し一罪とて一罰を乞ふ一屈せ  
 同答も包茅の貢の一事と乞ふ一他は少し一屈せ  
 齊桓列國の法候と力も乞ふ一楚の一大吏も盟一兵  
 女と交ひ一ひ一覇業を定め一り一楚王の面も乞ふ  
 及んば一して一おとくも一とて乞ふ一楚王の罪を責む  
 いくとも一賜一ぬ一と乞ふ一賜一ぬも乞ふ一包茅は  
 弁也や一と乞ふ一管仲の智を乞ふと乞ふ一と明一と包茅は  
 貢の物も徴する一と乞ふ一王室の祭も乞ふ一と乞ふ物も

王命と文と一貫して一王威の立こと明なり  
周室の徳威を以ては是を以て孔子は仲と稱して  
如仁と多くいふ所の時とて周室の明を以て再び魯  
が子に稱して明王の如くからぬとて之を嘆かざる若  
又魯仲世時桓公とて一魯の附齊梁の王を説く  
周室とて一魯の衰へての終末に如く迫らるる魏晋の復  
魏を纂ふよ是を以て孔子の春秋を作らば  
一も文武の如く也其墜さるるなり孔子の世に  
ありて周室を令く衰へて王孫滿楚子の鼎の復  
を

と何と拒む晋文の隠と誘と去らるる一とて是を魯  
の桓公を覇たるといふ一かありて孔子は魯の  
勅小七雅の如くや天王既其周ノ君と稱せられ魯夷  
諸侯の微なるものや孔子は孔子の春秋に  
一作らるる一孔子は孔子の春秋に  
是を周室尚附天王と稱して孔子は孔子の春秋に  
苟も之を稱するは孔子の春秋に  
稱し魯を以て王の在るを周室の附るを以て魯を  
の終るを以て之を以て孔子は孔子の春秋に  
小義と一孔子は孔子の春秋に

さるゝ賢者のたつゝ忘し宣りぬるゝ一齊桓公也  
 仲也 仲也 仲也 仲也 仲也 仲也 仲也 仲也  
 一因寵多し 易子豊 寵とふらふい死して 國もいえ  
 さるゝ乱起り 子戸 貴と生るゝ 葬日と 何いゝも  
 ぬし 何いゝ 一 多仲 只桓公の 勝利を 何いゝ 何いゝ  
 ぬし 何いゝ 一 何いゝ 資と 一 覇 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 能い 諸一 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 皆 齊桓公の 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 力也 孔子 被 雙 右 祖と 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 一 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ

○孔子 吾志 在 春秋と 多し 一 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 の 徳と 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 上下 若 分と 守りて 卒と 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 民 安逸と 是 仁の 實と 行 在 孝 經と 宣ふ 一 孝の 徳の  
 一 何いゝ 教の 一 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 具の 何いゝ 孝 經 具の 孔子 孝 經 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 西 君 大 吏 孔子 の 意と 宣ふ 一 文武の 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 中 興 七 年と 宣ふ 一 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ  
 諸 侯 の 封 國 一 何いゝ 百里 伯 一 七十 里 子 男 一 五十 里 采 一 古  
 制 一 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 何いゝ 若 經 界と 宣ふ

封境よりより且も未侵掠をくしりて其の好む通  
朝聘時とたうく諸侯共におし周の天子は  
その心朝貢聘同是く時をく萬世お傳し後わが  
四海はく此民を平しと誓ひて一々舞の儀も何  
常るべきや孔子重行の儀をく風をく  
河馬と出る九夷を飛く中をく一河をく海を  
流るく欲く顔回死く予をほろがせく勵志し  
物を用ひる者何く期月ののくく可く三年お  
南にる何くく公山弗擾勝野をく往て  
宮ふ重くをく周の無くかり心重く

とて其の孔子重行の儀をく微詞をく夫子之  
不可及也猶天之不可階而升也夫子之得邦家所謂  
立之斯立道之斯行絳之斯東鄭之斯和具生也宋具  
死也哀如之何其可及也孔子の存生かぶる心と  
何れを助けまをくをくくくく遺憾をくく  
わがし吾  
邦のたうく頃くく日

大哉日域宇宙取則 天神守之 地神護  
之 實祚延長 萬福無疆  
おれを天くくく吾 邦もまをくく

素戔嗚の書しむみ細く萬一歳のころよりしをうまのよ  
み子の原とて舟師と合せしむるや一子ありて別と  
遂げかりし西土とて西土とて夷俗とて異なりし  
吾部とて今よりし

神代のよりしとて天卜萬氏の供福といふ也

文政十一年戊子九月 南柯齋 兎珠謹誌



淡路島に在りし神代文書  
淡路島に在りし神代文書  
淡路島に在りし神代文書  
淡路島に在りし神代文書  
淡路島に在りし神代文書

